

「山形市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画)」における 「権利擁護」部分の策定について

1 成年後見制度の利用促進

成年後見制度利用促進の取組については、国において、国の「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、市町村における施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされており、山形市においては「第8期計画」に利用促進の取組を盛り込み、「山形市成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定している。

「第9期計画」の策定に併せて、現在の市町村計画の見直しを行うため、令和5年8月1日開催の「山形市成年後見推進協議会」において素案を提示し、協議を行った。

【山形市成年後見推進協議会 ※平成30年に設置】

認知機能に障がい等を有する者等の権利擁護に係る諸課題に関し、成年後見制度の利用の促進を始めとする権利擁護支援における地域連携体制を構築するとともに、当該諸課題の解決に向けた意見交換、協議等を行う。

「構成委員 12名」有識者、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、病院関係者、民生委員児童委員、地域福祉関係団体。

素案の方向性・趣旨

現計画同様、第9期計画に利用促進の取組を記載することにより、「山形市成年後見制度利用促進基本計画」改訂版として位置付ける。また、現在の「市計画」は策定から2年しか経過していないため、現計画を踏襲し、取組の進捗状況や課題に応じて必要な修正を行う。

○国の計画を踏まえ、「地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにする」ことを目的とする。

○「周知・広報」について、SNSの活用による時代に即した方法、出前講座等による積極的な広報活動を行う。「市民後見人の活動」について、受任者数増加に取り組むこと及びセミナー運営等、養成講習受講者の活躍の場を創設する。

また、「地域における事業との連携」「任意後見等の周知」「親族後見人活動の支援」を現時点での課題として抽出し、効果的な取り組みを今後も検討する。

その他の取り組みに関しては、基本的に現計画を継続する。

提示した素案に対する修正意見は無く、今後の計画策定にあたって素案のとおりの方針で進めることが承認されたため、今回、骨子案として提案するものである。

2 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者虐待防止の取組については、成年後見制度のように国における計画策定の努力義務等はなく、国の「高齢者虐待防止法」に市町村において“関係機関との連携協力体制の整備”“相談窓口の周知”の努力義務が規定されているのみである。

「第9期計画」に記載する、現在の取組み内容の見直しを行うため、令和5年8月23日開催「山形市高齢者虐待防止連絡協議会」に素案を提示し、意見を聴取した。

【山形市高齢者虐待防止連絡協議会 ※平成18年に設置】

「高齢者虐待防止法」の規定に基づき、山形市における高齢者虐待の防止等を図る体制を整備するため、関係機関が参集し、高齢者虐待についての情報交換等を行う。

「構成委員 20名」法務局、警察署、医師会、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、介護支援専門員、社会福祉協議会、民生委員児童委員、庁内関係課、等。

策定の方向性については、成年後見制度利用促進と同様、現在の取組みが策定から2年しか経過していないため、現在の構成を踏襲しつつ、取組の進捗状況や課題に応じて必要な修正を行うこととした。

なお、素案策定前に、関係機関で構成する「高齢者虐待対応多機関連携ワーキンググループ」にて意見聴取及び内容の検討を行い、下記のような意見が挙げられた。

- 関係機関への周知だけでなく、より一層の一般市民への周知啓発が必要。
- 関係機関との連携については、具体的な機関を明記してはどうか。

また、他分野（児童、障がい、DV）と連携した虐待防止を検討出来ないか。

素案の主な趣旨は、以下のとおりである。

- 高齢者虐待防止及び対応については、世帯が抱える課題が複雑化しているため、多くの機関による連携が必要であることから、“多機関による連携”を強調する。
- 虐待防止について、SNS等を活用して一般市民への効果的な周知方法を検討する、“虐待”に係る庁内他分野（児童、障がい者、DV）と連携した取り組みを検討する。
- 関係機関との連携をより一層強化するとともに、現場での連携した対応について共有を図るため、ケアマネジャー等で構成する「高齢者虐待対応多機関連携ワーキンググループ」による活動を推進する。
- その他の取組みに関しては、基本的に「継続」とする。

提示した素案に対する修正意見は無く、今後の計画策定にあたって素案のとおりの方針で進めることが承認されたため、今回、骨子案として提案するものである。